

新旧比較表：おきぎんSmart利用規定

青字：追記/修正箇所 赤字：改定箇所

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| <p>第1条 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>23. 「Pay-easy」とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービスを利用して当行が提供する当行所定の収納機関に対する各種料金の払込を行うことができるサービスをいいます。 > 「Pay-easy 収納サービス」について詳しくはこちら</p> <p>(省略)</p> | <p>第1条 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>左記 新規追加</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第4条 本サービスの内容</p> <p>(省略)</p> <p>(35) 利用者がメニューから遷移し、Pay-easy を利用すること。</p> <p>(省略)</p> | <p>第4条 本サービスの内容</p> <p>(省略)</p> <p>左記 新規追加</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第19条 「電子交付サービス」のご利用に関する事項</p> <p>(省略)</p> | <p>第19条 「電子交付サービス」のご利用に関する事項</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第20条 「税金・各種料金の払込機能（Pay-easy）」のご利用に関する事項</p> <p>1. 本機能は、お客さまの依頼に基づき、払込指定口座からお客さまが指定した金額を引落しのうえ、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金等（以下、料金等といいます）の払込を行います。なお、各種料金払込サービス（以下、各種料金払込といいます）にて取扱が可能なものは払込書に「Pay-easy（ペイジー）」の表示があるものに限ります。</p> <p>2. 各種料金払込にあたっては、受付種類により当行所定の利用手数料</p> | <p>左記 新規追加 以降、条項番繰下げ</p> |

| 改定後 | 改定前 |
|---|-----|
| <p>を支払っていただくことがございます。</p> <p>3. 各種料金払込の依頼内容が確定した場合、当行は指定された口座から払込金額および当行所定の払込手数料を引落しのうえ、手続きを行います。</p> <p>4. 各種料金払込では、領収書（領収証等）の発行はいたしません。各種納付に関する照会等については、収納機関に直接お問合せください。</p> <p>5. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はお客さまの承諾なしに当該依頼に基づく取引は取消されることがあります。</p> <p>※上記、当行はお客さまの承諾なしに当該口座へ戻し入れます。</p> <p>手数料は返金いたしません。</p> <p>(1) 指定された口座が解約済の場合。</p> <p>(2) 払込金額および払込手数料の合計金額が指定された口座の払込可能金額を超える場合。</p> <p>(3) 差押等やむを得ない事由があり、当行が払込あるいは入金を不相当と認めた場合。</p> <p>(4) 指定された口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が払込停止の手続きを行った時。</p> <p>(5) 当行の責めに帰さない事由により、取引を行えなかった場合。</p> <p>(6) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、回線およびスマートフォン等の障害等、やむを得ない事由が生じた場合。</p> <p>(7) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。</p> <p>6. その他本条に定めのない事項については、本アプリに関する操作を「第4条」に準じます。</p> | |

| | |
|-----|-----|
| 改定後 | 改定前 |
|-----|-----|

改定履歴

| No. | 日付 | 改廃区分 | 運用開始日 | 内容 |
|------|-----------|------|-----------|------------------------------|
| 1~25 | 省略 | | | |
| 26 | 2026.3.10 | 改定 | 2026.3.23 | 「税金・各種料金の払込機能 (Pay-easy)」の追加 |